

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【事業年度】	第49期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社八ナテン
【英訳名】	HANATEN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米倉 晃起
【本店の所在の場所】	大阪市城東区諏訪3丁目3番21号
【電話番号】	06-6968-0101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 陣内 司
【最寄りの連絡場所】	大阪市城東区諏訪3丁目3番21号
【電話番号】	06-6968-0101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 陣内 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	22,296	24,802	29,864	32,487	43,815
経常利益 (百万円)	551	1,060	1,403	1,854	2,499
当期純損益 (は損失) (百万円)	720	496	1,503	1,160	1,466
包括利益 (百万円)	-	496	1,503	1,160	1,466
純資産額 (百万円)	2,426	1,909	2,900	3,952	5,444
総資産額 (百万円)	10,126	11,125	13,036	15,178	16,436
1株当たり純資産額 (円)	18.68	5.06	49.72	109.10	189.88
1株当たり当期純損益金額 (は損失) (円)	32.20	23.74	77.96	64.38	81.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	59.67	62.71
自己資本比率 (%)	23.96	17.17	22.25	26.04	33.06
自己資本利益率 (%)	34.71	22.89	62.50	33.87	31.24
株価収益率 (倍)	3.35	5.43	2.51	5.09	5.57
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,052	597	1,679	1,100	2,440
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	166	311	126	840	38
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,288	321	437	290	1,169
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,197	1,803	3,794	4,344	5,652
従業員数 (人)	311	365	420	463	546
(外、平均臨時雇用者数)	(42)	(44)	(54)	(66)	(95)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第45期及び第47期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第46期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (百万円)	22,296	24,802	29,864	32,487	43,815
経常利益 (百万円)	557	1,041	1,360	1,853	2,471
当期純損益 (は損失) (百万円)	726	510	1,482	1,152	1,446
資本金 (百万円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数 (株)	22,419,366	22,419,366	22,419,366	22,419,366	22,419,366
(内、普通株式)	(16,155,600)	(16,155,600)	(16,155,600)	(16,155,600)	(21,752,700)
(内、種類株式A)	(5,597,100)	(5,597,100)	(5,597,100)	(5,597,100)	(-)
(内、種類株式B)	(666,666)	(666,666)	(666,666)	(666,666)	(666,666)
純資産額 (百万円)	2,443	1,912	2,883	3,926	5,398
総資産額 (百万円)	10,522	11,971	13,750	16,686	16,155
1株当たり純資産額 (円)	19.47	4.92	48.72	107.63	187.33
1株当たり配当額 (円)	-	-	5.00	5.00	10.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損益金額 (は損失) (円)	32.50	24.39	76.86	63.92	80.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	59.24	61.85
自己資本比率 (%)	23.22	15.98	20.97	23.53	33.35
自己資本利益率 (%)	34.78	23.44	61.83	33.84	31.05
株価収益率 (倍)	3.32	5.29	2.55	5.13	5.65
配当性向 (%)	-	-	6.51	7.82	12.45
従業員数 (人)	311	365	420	463	546
(外、平均臨時雇用者数)	(42)	(44)	(54)	(66)	(95)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第49期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当5円を含んでおります。

3. 第45期及び第46期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第45期及び第47期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第46期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和41年3月	放出中古車センター株式会社（資本金200万円、本店所在地大阪市城東区放出中、取締役社長山本 博）を設立し、中古車販売業を開始。
昭和41年8月	大阪府下において展示場併設拠点第1号店として豊中営業所を開設。
昭和46年6月	事務の合理化、省力化と顧客サービスを図るためコンピューターを導入。
昭和49年7月	本社移転（大阪市城東区諏訪）し、同時に本社深江営業所を開設。
昭和56年12月	大阪府岸和田市内において無在庫店第1号店として岸和田店を開設。 （「無在庫店」とは、コンピューターのオンラインを導入し、各営業所に展示している車両の内容を端末機を利用してデータプリントし、モニターテレビで在庫を照会し販売する方式を採用する店舗のことであります。）
昭和59年5月	奈良県下において展示場併設拠点として同県下第1号店大和高田営業所を開設。
昭和60年3月	各展示場併設拠点においても中古自動車の販売形態としてコンピューターレーザーシステムを導入し、ユーザーが居ながらにして自由に希望の中古自動車を選びだせるシステムを採用。
昭和60年9月	京都府下において展示場併設拠点として同府下第1号店中久世営業所を開設。
昭和62年3月	放出中古車センター株式会社を株式会社ハナテンに商号変更。
昭和63年1月	車両サービス部（指定自動車整備工場）を開設。
昭和63年7月	いすゞ自動車(株)よりディーラー権を取得し、新車販売を開始。
昭和63年7月	和歌山県下において展示場併設拠点として同県下第1号店和歌山営業所を開設。
昭和63年9月	大阪府松原市においてオートオークション会場を開設し、オークション（競り市）業務を開始。
平成元年10月	兵庫県下において展示場併設拠点として同県下第1号店三田営業所を開設。
平成2年7月	大阪証券取引所市場第二部（特別指定銘柄）上場。
平成4年3月	いすゞ自動車(株)とのディーラー権契約を解消し、新車販売部を閉鎖。
平成4年5月	オートオークション会場にて映像によるオークション（競り市）を開始。
平成5年1月	新本社ビル完成（大阪市城東区諏訪の旧本社の敷地内）。
平成5年3月	(株)篠山自動車教習所（平成7年5月に(株)ハナテン篠山自動車教習所へ商号変更）の全株式を取得し、自動車関連分野の事業拡大。
平成6年4月	ユーザーよりの買取専門店“ハナテンアクセスショップ”1号店神戸御影店を開設。
平成7年10月	岡山県岡山市にオートオークション岡山支所会場を開設。
平成8年1月	大阪証券取引所市場第二部銘柄に指定。
平成8年5月	岡山県岡山市にハナテンオートオークション岡山会場を新設。（岡山県中古自動車販売商工組合と業務提携）
平成9年4月	日本ゼネラルモーターズ(株)サターン事業部より、大阪府下地域販売権を取得し、GMサターン新車販売を開始。
平成11年2月	包括的仕入業務及び買取フランチャイズ“ハナテンアクセスショップ”管理、開発会社としてハナテンエフ・シーリンク(株)を全額出資にて設立。
平成11年4月	滋賀県下において、展示場併設拠点として同県下第1号店大津営業所を開設。
平成11年9月	ハナテンオートオークション岡山会場の営業権を譲渡。
平成12年3月	ハナテンエフ・シーリンク(株)の株式を一部譲渡。
平成12年3月	インターネットによる中古自動車販売会社として子会社(株)ハナテンネットを全額出資にて設立。
平成12年12月	日本ゼネラルモーターズ(株)サターン事業部の日本市場撤退のため、大阪府下地域販売契約を解消し、GMサターン新車販売事業部を閉鎖。 ハナテンエフ・シーリンク(株)の保有全株式を譲渡。
平成13年2月	インターネット上での新車や中古車をはじめとした自動車関連の総合情報サイト運営会社としてドライブゲート(株)を合併で設立。
平成13年10月	車両サービス部（指定自動車整備工場）を子会社(株)ハナテンネットへ移管。
平成13年12月	愛媛県下において、展示場併設拠点として同県下第1号店愛媛重信営業所を開設。
平成14年2月	徳島県下において、展示場併設拠点として同県下第1号店徳島那賀川営業所を開設。
平成15年3月	(株)ハナテン篠山自動車教習所の全株式を売却し、自動車教習所事業より撤退。
平成15年3月	ハナテンエフ・シーリンク(株)の任意清算（解散）に伴い、同社の事業を承継し、かつ、同社よりハナテンクレジット(株)の全株式を取得。
平成15年3月	ドライブゲート(株)の全株式の譲渡を決定し、同社についての合併を解消。
平成16年2月	在庫保有目的法人として、ハナテン・オ - ト有限責任中間法人（現 ハナテン・オート一般社団法人（現・連結子会社、平成26年3月に解散を決議し、現在清算手続き中））が設立される。

年月	沿革
平成17年6月	株式会社ビッグモーター（現・親会社）及び三洋電機クレジット株式会社（現 日本GE株式会社）との間で「資本業務提携に関する契約」を締結。
平成17年12月	大阪府下にて買取専門店を5店舗開設。
平成18年2月	本社に隣接する深江営業所（大阪市城東区）を全面リニューアルし、新たにサービス修理工場を併設。
平成18年3月	大阪府貝塚市に貝塚二色の浜営業所とサービス修理工場を新設。
平成18年11月	滋賀県彦根市に彦根営業所とサービス修理工場を新設。
平成19年2月	びわ湖大橋営業所（滋賀県守山市）を全面リニューアルし、新たにサービス修理工場を併設。
平成19年9月	兵庫県では初の直営買取専門店となる伊丹北営業所（兵庫県川西市）を新設。
平成20年1月	兵庫県下2店舗目の買取専門店となる神戸西営業所（兵庫県神戸市）を開設。（業務提携関係にある株式会社JVA DD&Aの神戸西店の敷地内）
平成20年9月	徳島那賀川営業所（徳島県阿南市）は徳島営業所と名称を変え徳島県徳島市に移転、リニューアルオープン。
平成21年8月	本社深江営業所（大阪市城東区）のショールームを本社ビル1階へ移転、リニューアルオープン。
平成22年12月	和歌山営業所（和歌山県和歌山市）を全面リニューアルし、新たにサービス修理工場を併設。
平成22年12月	三重県では初の直営販売店となる鈴鹿営業所（三重県鈴鹿市）とサービス修理工場を新設。
平成23年2月	岐阜県では初の直営買取専門店となる岐阜営業所（岐阜県岐阜市）を新設。
平成23年3月	福井県では初の直営販売店となる越前営業所（福井県越前市）とサービス修理工場を新設。
平成23年4月	石川県では初の直営買取専門店となる金沢営業所（石川県金沢市）を新設。
平成23年11月	三重県鈴鹿市に新たなビジネスモデルとして大型複合商業施設にイオンタウン鈴鹿営業所を新設。
平成24年12月	岐阜県では初の直営販売店となる瑞穂営業所（岐阜県瑞穂市）とサービス修理工場を新設。
平成25年3月	兵庫県西宮市に西宮営業所とサービス修理工場を新設。
平成25年4月	和歌山県岩出市に岩出営業所とサービス修理工場を新設。
平成25年6月	石川県かほく市のイオンモール内にイオンモールかほく営業所を新設。
平成26年1月	中久世営業所（京都市南区）を全面リニューアルし、新たにサービス修理工場を併設。
平成26年3月	店舗名称をビッグモーター中久世店に変更。
平成26年3月	ハナテン・オート一般社団法人の解散を決議し、現在清算手続き中。

3【事業の内容】

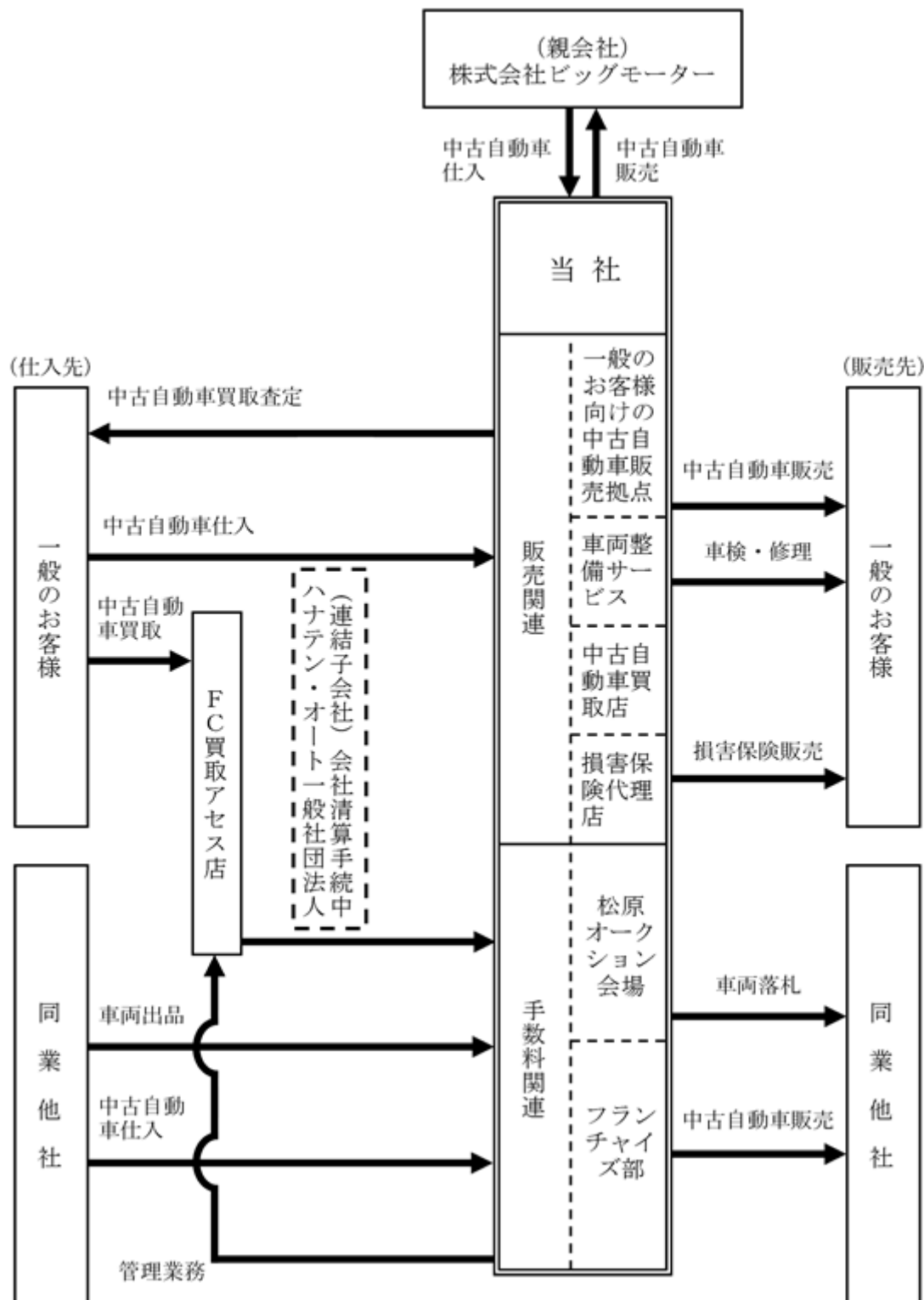
当社グループは、提出会社である株式会社ハナテン及び連結子会社であるハナテン・オート一般社団法人並びに親会社である株式会社ビッグモーターにより構成されております。

当社は、販売関連として中古自動車の小売販売を中心に、中古自動車買取店、業者間販売、損害保険代理店、車両整備サービスを営み、手数料関連としてオートオークション、車両買取店のフランチャイズ運営等を営んでおります。

当社の連結子会社であるハナテン・オート一般社団法人は、当社の車両在庫の保有を目的に設立されましたが、平成26年3月26日付で解散を決議し、当連結会計年度末現在、清算手続き中であります。

親会社である株式会社ビッグモーターの主な事業は中古自動車販売であります。

当社グループの事業の系統は、次のようになっております。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ハナテン・オート一般社団法人 (注)2	大阪市 城東区	-	中古自動車販売	100.0	-
(親会社)					
(株)ビッグモーター	山口県 岩国市	100	中古自動車販売	被所有 62.04	当社は同社から事業の経営ノウハウや人材等の提供を受けております。 当社は同社と業者間取引及びオークション取引を行っております。 役員の兼任がありません。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、事業部門別の名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。なお、平成26年3月26日付で解散を決議し、当連結会計年度末現在清算手続き中であり、

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
販売関連	501 (77)
手数料関連	15 (8)
報告セグメント計	516 (85)
全社(共通)	30 (10)
合計	546 (95)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は、当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ83名増加いたしましたのは、販売関連での新規出店に伴う販売、整備員採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
546 (95)	32.2	4.0	5,508,770

セグメントの名称	従業員数(人)
販売関連	501 (77)
手数料関連	15 (8)
報告セグメント計	516 (85)
全社(共通)	30 (10)
合計	546 (95)

- (注) 1. 平均年間給与(税込み)は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は、当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前事業年度末に比べ83名増加いたしましたのは、販売関連での新規出店に伴う販売、整備員採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合(平成3年7月29日結成)は、U A ゼンセンハナテン労働組合と称し、本社及び各ブロック毎に組織されており、平成26年3月31日現在の組合員数は470人で、上部団体としてU A ゼンセンの地方部会に加盟しています。なお、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導の経済政策により円安・株高が進行したことに加え、消費税増税前による個人消費の増加により一部回復の動きが見られました。

自動車業界におきましては、新車登録台数（軽自動車を除く）は約343万台（前年比105.9%）、軽自動車の新車販売台数は約226万台（前年比114.7%）となり、前年を上回る実績となりました。また、中古車登録台数においては、約394万台（前年比99.1%）にとどまりました。

オートオークション業界におきましては、新車販売が好調に推移したため、下取・買取の中古車が増加し出品台数、成約台数共に増加いたしました。

このような状況の中で当社グループは、地域のお客様に繰り返しご利用いただける環境を整える為、平成25年4月に和歌山県岩出市に直営の工場併設型店舗の新設や平成25年6月に石川県かほく市にある大型商業施設内に直営店舗の出店を行いました。また、平成26年1月には中久世営業所を敷地面積拡大し、工場併設型店舗のビッグモーター中久世店とし店舗名称変更を含めリニューアルオープンいたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は43,815百万円（前期比34.9%増）、営業利益は2,719百万円（前期比27.9%増）、経常利益2,499百万円（前期比34.8%増）、当期純利益1,466百万円（前期比26.3%増）となりました。売上高は過去最高を更新し、営業利益、経常利益については前期に続き過去最高益を更新いたしました。

個別の業績は売上高43,815百万円（前期比34.9%増）、営業利益2,465百万円（前期比30.3%増）、経常利益2,471百万円（前期比33.4%増）、当期純利益1,446百万円（前期比25.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

販売関連

販売関連は、前期末及び当期上半期での新規出店の影響もあり、主力のユーザー販売が好調に推移いたしました。車両販売台数は44,702台（前期比29.2%増）と前期を大きく上回りました。この結果、販売関連の売上高は42,627百万円（前期比35.6%増）となり、セグメント利益は3,264百万円（前期比20.9%増）となりました。

手数料関連

手数料関連は、オークション事業では前期下半期から国内新車販売台数の回復、消費税増税の駆け込み需要などの要因もあり下取りや買取車が増加したため、出品台数は117,994台と前期の105,761台を上回り、成約率も前期を0.5ポイント上回る54.4%となりました。フランチャイズ事業では契約数が29店舗と前期より3店舗減少いたしました。この結果、手数料関連の売上高は1,224百万円（前期比12.8%増）、セグメント利益は362百万円（前期比58.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ1,308百万円増加の5,652百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度においては、営業活動による資金の増加は、2,440百万円（前連結会計年度は1,100百万円の増加）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益2,395百万円、たな卸資産の増加が723百万円、仕入債務の増加が387百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度においては、投資活動による資金の増加は、38百万円（前連結会計年度は840百万円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が537百万円、長期貸付金の回収による収入461百万円、有形固定資産の売却による収入253百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度においては、財務活動による資金の減少は、1,169百万円（前連結会計年度は290百万円の増加）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出が5,500百万円、長期借入れによる収入が4,500百万円あったこと等によるものであります。

2【仕入及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント名	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
販売関連	31,021	134.8
手数料関連	58	126.3
合計	31,080	134.7

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメント名	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
販売関連	42,627	135.6
手数料関連	1,187	112.6
合計	43,815	134.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループはメーカーや年式に関わりなくあらゆる車種を扱うことができるため、常にお客様と同じ視点を維持してお客様のニーズに応えやすい業態であるといえます。しかしさらなる躍進を行う為に以下の点について行動を実行してまいります。

販売関連では地域一番店となるために営業員のスキルアップ及び増員が有効であると考えております。現在も営業員の研修については積極的に行っておりますが、より実践的で効果の見込める内容を実行し、積極的な採用活動を行ってまいります。

次に手数料関連では、国内に対する自動車販売業者を中心に会員を増加し、シェアの拡大を強化してまいります。費用の面では社員各人が、戦略目標を共有し、コストカットに対する意識を強化いたします。

変化はわが社の都合を置いていく。これは時代が超ハイスピードで変化し、激しく変わっていることを意味します。最大のピンチは同時に最大のチャンスでもあります。大切なことはスピードであり、すばやい対応をすることだと認識し、常に改革していきます。その成果として地域ナンバーワンの店舗を実現し、高収益体質の会社を目指します。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

期限の利益喪失

当社グループは、平成22年3月に締結したシンジケートローン契約の借り換え資金として、平成23年12月に株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローン契約を締結し2,675百万円の資金を調達致しました。当該シンジケートローン契約（平成26年3月末残高960百万円）について、純資産維持、利益維持及び有利子負債残高の財務制限条項が付されております。いずれかが遵守できない場合には借入契約上のすべての期限の利益を失う恐れがあり、当社グループの業績と財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

主要株主との関係

当社グループの親会社である株式会社ビッグモーターからは役員の派遣を受け、商品在庫の情報を共有し、店舗設備の賃借を受けております。主要株主との関係が維持できない時には財政状態に影響を受ける可能性があります。

個人情報管理及びシステム管理のリスク

個人情報の管理に関しては、社内において定期的に当社グループのプライバシーポリシーを唱和し、個人情報保護規程に則って最大限の注意を払うとともに、コンピュータシステム等のセキュリティ・アクセス権限についても留意しております。しかしながら、これらの情報が外部に流出したり、悪用されたりする可能性が皆無とは言えず、これを理由に法的リスクやビジネス面での悪影響が発生する可能性があります。

また、当社グループは、中古自動車販売部門について親会社の株式会社ビッグモーターの販売管理システムへ平成17年10月に移行いたしました。同システムはビッグモーターのグループ各社ごとにサーバーを保有しているため、各サーバーの間で連動しないような事態が起きるなどの誤作動や不備があった場合、事務処理が滞るなどの恐れがあり、お客様及び社会的な信頼性の低下により当社グループの事業運営、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

社会的信用力の低下のリスク

当社グループは、長年培われたブランドの下で商品の点検整備には細心の注意を払っており、かつ商品の保証を一定の期間行っておりますが、中古自動車は同型車種であっても新車のような均一性がなく、それぞれの前所有者の使用や整備の状況により状態が異なったものであるため、一定の品質を確保することが困難な場合があり、お客様及び社会の信頼を低下させる可能性があります。

また、当社グループのオートオークションに接続できるインターネットオークション（ライブオークション）については、別法人が開発したシステムを導入し、そのサーバーを経由して会場に接続しております。したがって、当社グループと同社との関係によりシステムを利用できない場合には、当社グループの業績及びオートオークション・中古自動車業界における信用に重大な影響を与える可能性があります。

法的規制のリスク

当社グループの属する中古自動車業界は古物営業法に基づき事業を行わなくてはなりません。当社グループは古物取扱業者として各府県の公安委員会より許可を受け中古自動車の販売、買取り及びセリあっせんを行っております。さらに、自動車の登録、保険及び税金等についても種々の法律や規則の規制を受けます。今後、これらの規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方、当社グループの店舗に併設されている整備サービス工場の一部には道路運送車両法に基づき認証・指定工場の資格を得ております。同法の改正、あるいは運輸局の指導等により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

固定資産の価値下落

当社グループは事業の必要性から固定資産を所有しております。これら固定資産は使用価値の低下、あるいは事業環境の変化がもたらす収益性の悪化によって固定資産の価値が下落した場合、固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式の希薄化リスクについて

当社は、平成25年12月9日開催の取締役会において、第三者割当による第4回新株予約権の発行を決議いたしました。また、当社は、平成17年8月30日開催の臨時株主総会及び取締役会において第三者割当による第1回乃至第3回新株予約権の発行を決議しており、平成17年9月15日に発行しております。上記の新株予約権の目的となる普通株式は合計12,156,332株であり、当社の発行済普通株式総数（平成26年3月31日現在）の約55.9%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの普通株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当該連結財務諸表の作成に当たりましては、会計基準の範囲内で一定の見積もりがなされ、たな卸資産の評価、引当金の計上等の数値に反映されております。これらの見積もりについては、必要に応じて見直しを行っておりますが、不確実性があるため、実際の結果が見積もりと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、引き続き積極的に新規出店や工場増設を行うと共に、オークションを通じた仕入に加えてお客様からの直接買取で安定供給ができたことにより、販売台数の増加につながりました。

この結果、自動車の販売台数は前期の34,598台から44,702台に増加し、オートオークションの出品台数においては117,994台と前期の105,761台を上回り、成約率は54.4%と前期の53.9%より0.5ポイント上昇いたしました。売上高は前期比34.9%増となり過去最高を更新し、営業利益、経常利益については前期に続き過去最高益を更新いたしました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの属する中古自動車業界は非常に事業者が多く、激しい競争が続いております。また展示車両の市場価格はオートオークションの市況により変動するため、在庫の期間が長期化するとリスクも大きくなる傾向にあります。

また、お客様のニーズや嗜好はガソリン価格の変動などの外部要因とあいまって常に変化し、売れ筋商品も変わりやすいことから、オートオークションの相場に与える影響として大きな要因となっています。

(4) 経営戦略の現状と見通しについて

上記の状況を踏まえまして、当社グループは以下の3点を中長期的な経営戦略としております。

変化はわが社の都合を待ってくれない。変化はわが社の都合を置いていく。

マーケットにはお客様とライバルしかいない。

マーケットは大きくならない。それでもわが社はお客様を開拓する。

経営を安定させず、常に革新を行い、つぶれにくい体質にする。

周辺事業に徹する。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(資産の分析)

当連結会計年度末の総資産は16,436百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,258百万円増加いたしました。流動資産は11,289百万円となり1,939百万円増加いたしました。主な要因は現金及び預金の増加(1,308百万円)、商品及び製品の増加(716百万円)等です。固定資産は5,147百万円となり680百万円減少いたしました。有形固定資産は、4,012百万円となり8百万円増加いたしました。主な要因は土地の減少(319百万円)、建物、構築物、その他の増加(327百万円)等です。無形固定資産は176百万円となり、投資その他の資産についてはその他(長期貸付金)が461百万円、繰延税金資産が436百万円減少した等により958百万円(796百万円減少)となりました。

(負債の分析)

当連結会計年度末の負債合計は10,992百万円となり、前連結会計年度末に比べ232百万円減少いたしました。流動負債は4,333百万円となり290百万円増加いたしました。主な要因は買掛金の増加(387百万円)、1年内返済予定の長期借入金の減少(431百万円)、未払法人税等の増加(226百万円)、未払金の増加(115百万円)等です。固定負債は6,658百万円となり523百万円減少いたしました。主な要因は長期借入金の減少(569百万円)等です。

(純資産の分析)

当連結会計年度末の純資産は5,444百万円となり1,491百万円増加いたしました。これは主に当期純利益1,466百万円の計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

(キャッシュ・フローの分析)

キャッシュ・フローの分析については、「第2[事業の状況]1[業績等の概要](2)キャッシュ・フローに記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは引き続き、お客様のカーライフをトータルにサポートできる仕組み作りとして、整備工場の新設やネットワークの強化の為、新規店舗の出店を行ってまいります。また、中古自動車業界においてはエコカー補助金制度の影響も考えられ、下取・買取の減少も予想されます。

なお、平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度を毎年10月1日から9月30日に変更しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、販売関連を中心に767百万円の設備投資を実施しました。

販売関連においては、ビッグモーター中久世店（京都府京都市）329百万円、イオンモールかほく営業所（石川県かほく市）120百万円の設備投資を実施いたしました。手数料関連においては、オートオークション松原会場（大阪府松原市）63百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において資産の効率的運用を図るため、大阪府豊中市の土地を182百万円、大阪府守口市の土地を77百万円で売却いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は以下のとおりです。

（平成26年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 （人）	
			建物及び 構築物 （百万円）	その他 （百万円）	土地 （百万円） （面積㎡）	リース資産 （百万円）		合計 （百万円）
本社 （大阪市城東区） 他	その他	建物、 その他設備	35	13	206 （704.40）	4	259	30
深江営業所 （大阪市城東区） 他近畿圏内20営業所 四国圏内1営業所 東海圏内3営業所 北陸圏内2営業所	販売関連	建物、 展示場設備 サービス修理工場	1,533	44	1,446 （6,862.69）	227	3,252	501
オートオークション 松原会場 （大阪府松原市）	手数料関連	建物、 その他設備	49	6	377 （4,078.92）	46	480	15

（注）1．土地の面積につきましては、（ ）にて示しております。

2．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3．リース資産には、オートオークション松原会場の基幹業務システムプログラムの無形固定資産（40百万円）を含めて表示しております。

4．金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
ビッグモーターイオンタウン伊賀店（仮称） （三重県伊賀市）	販売関連	建物 展示場設備 車検整備工場	295	2	自己資金及び借入金	平成26年2月	平成26年7月
ビッグモーター福井店（仮称） （福井県福井市）	販売関連	建物 展示場設備 車検整備工場 鍍金塗装整備工場	715	37	自己資金及び借入金	平成26年4月	平成26年11月
ビッグモーター彦根店 （滋賀県彦根市）	販売関連	鍍金塗装工場	200	4	自己資金及び借入金	平成26年2月	平成26年7月
ビッグモーター徳島上板店 （仮称） （徳島県板野郡）	販売関連	建物 展示場設備 車検整備工場	345	-	自己資金及び借入金	-	-

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
種類株式A	8,000,000
種類株式B	2,000,000
計	42,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、平成25年9月30日付けで種類株式A 5,597,100株を消却したことから、当会社定款第6条により、42,000,000株から36,402,900株に減少しております。

なお、当会社定款第6条は以下のとおりです。

「当社の発行可能株式総数は4,200万株とする。そのうち3,200万株は普通株式、800万株は種類株式A、200万株は種類株式Bとする。ただし普通株式の消却が行なわれた場合、種類株式Aにつき消却もしくは普通株式への転換が行なわれた場合または種類株式Bにつき消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,752,700	21,752,700	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
種類株式A	-	-	非上場	(注)1、3、4
種類株式B	666,666	666,666	非上場	(注)3、5
計	22,419,366	22,419,366	-	-

(注)1.平成25年9月24日付で、種類株式A 5,597,100株は普通株式に転換され、平成25年9月30日付で自己株式(種類株式A) 5,597,100株は消却しております。

2.「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3.種類株式A及び種類株式Bは、現物出資(債務の株式化 種類株式A 1,500百万円、種類株式B 1,999百万円)によって発行されたものであります。単元株式数は100株であります。種類株式A及び種類株式Bについては会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また議決権を有しない種類株式A及び種類株式Bは同時に発行した普通株式の割当先が保持する議決権の比率を考慮したうえで資金調達手段の多様化、あるいは資本の増強を図ることを目的として発行しております。

4.種類株式Aの内容は以下のとおりであります。

(1) 議決権

種類株式Aを有する株主(以下「種類株主A」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有しません。なお、種類株式Aは、議決権のないこと以外は普通株式と異なりません。

(2) 転換予約権

種類株主Aは、普通株式への転換予約権を有します。

転換比率は、種類株式A 1株につき普通株式 1株とし、種類株式Aの転換により発行すべき当社普通株式は次のとおりとします。

転換により発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{種類株主Aが転換請求のために提出した種類株式Aの株式数}}{\text{種類株主Aが転換請求のために提出した種類株式Aの株式数}} \times \text{転換比率}$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

種類株式Aの発行後、本項のいずれかに該当する場合には、転換比率は次の算式(以下「転換比率調整式」という。)により修正されるものとします。転換比率調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。

$$\text{転換比率} = \frac{\text{転換比率の修正日直前に有効な転換比率} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新株発行普通株式数}}{\text{新発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{時価}}{\text{時価}}}$$

転換比率調整式で使用する転換比率の修正日直前に有効な転換比率は、修正後の転換比率を適用する日の前日において有効な転換比率とし、また転換比率調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は修正後の転換比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とします。なお、当社が自己株式を保有している場合には、転換比率調整式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、それぞれ控除するものとします。

転換比率調整式に使用する時価は、転換比率の修正日直前に有効な転換比率を適用する日に先立つ45取引日（以下「取引日」というときは終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）目に始まる30取引日の上場証券取引所（但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

転換比率調整式により種類株式Aの転換比率の調整を行う場合及びその後の転換比率の適用時期については、次に定めるところによります。

- (ア) 上記 に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって新株式を発行し又は自己株式を処分する場合（但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合を除く。）。

調整後の転換比率は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

- (イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換比率は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用します。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の転換比率は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用します。

- (ウ) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が上記 に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券、もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権、もしくは新株予約権付社債を発行する場合（但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する第1回乃至第3回新株予約権の割当の場合を除く。）。

調整後の転換比率は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用します。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

- (エ) 当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額または行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が上記 に定める時価を下回る場合。

調整後の転換比率は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして転換比率調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用します。

当社は、上記 に定める転換比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な転換比率の調整を行うものとします。

- (ア) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために転換比率の調整を必要とするとき。
(イ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換比率の調整を必要とするとき。

- (ウ) 転換比率を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換比率の調整を行うときは、当社は調整後の転換比率が適用される日の前日までに、必要な事項を株主名簿に記載又は記録された種類株主A又は種類株式Aの登録質権者に通知します。但し、当該調

整後転換比率適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

(3) 配当金等

利益配当（中間配当を含む。）及び残余財産の分配については普通株式と同様であります。但し、普通株式に関して株式の分割、株式の併合又は株主に新株引受権を付与することにより行われる新株の発行のうち時価を下回る発行価額による新株の発行が行われた場合は、転換比率調整式により修正された転換比率を乗じた倍率を使用して換算を行うものとします。

(4) 株式の分割等

種類株式Aについては、株式の分割及び株式の併合は行いません。また、種類株主Aには、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しません。

(5) 消却

当社は、平成18年4月1日以降、種類株主Aに対して、每期、配当可能利益を上限として、種類株式Aを発行価額で買い入れ、これを当該買入価額により消却することができます。

5. 種類株式Bの内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

種類株式Bを有する株主（以下「種類株主B」という。）は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会における議決権を有しません。

(2) 利益配当金

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株主B及び種類株式Bの登録質権者（以下「種類登録質権者B」という。）に対し、普通株式を保有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）並びに種類株主A及び種類株式Aの登録質権者（以下「種類登録質権者A」という。）に優先して配当します。

優先利益配当金

種類株式Bの1株当たりの利益配当金の額（以下「優先配当基準金額」という。）は、以下の算式に従い計算される金額とします。但し、優先配当基準金額の上限は種類株式Bの1株当たり発行価額の1%とします。初年度における優先配当基準金額は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とします。優先配当基準金額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

$$\text{優先配当基準金額} = 3,000\text{円} \times 1\%$$

中間配当金

当社は、種類株主B又は種類登録質権者Bに対し、中間配当を行いません。

非累積条項

ある営業年度において種類株主B又は種類登録質権者Bに対して支払う利益配当金の額が優先配当基準金額に達しない場合においても、その差額は翌営業年度に累積しません。

非参加条項

種類株主B又は種類登録質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える配当は行いません。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行う場合、種類株主Bまたは種類登録質権者Bに対し、普通株主又は普通登録質権者及び種類株主A又は種類登録質権者Aに先立ち、種類株式B1株につきその発行価額と同額を支払います。

(4) 株式の分割等

種類株式Bについては、株式の分割及び併合は行いません。また、種類株主Bには、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しません。

(5) 種類株主Bによる償還請求権

平成27年6月1日以降、種類株主Bは、当社に対して、每期、前期の税引後当期純利益の50%を上限として、種類株式Bを発行価額で買い取ることを請求することができます。

(6) 消却

平成18年4月1日以降、当社は、種類株主Bに対して、每期、配当可能利益を上限として、種類株式Bを発行価額で買い入れ、これを当該買入価額にて消却することができます。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年8月30日臨時株主総会決議

第1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	16,666	16,666
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,683,266	1,733,264
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)	18,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年9月15日 至 平成27年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 資本組入額 89	発行価格 173 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は認められません。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div \text{行使価額}$$

2. 払込金額は、本新株予約権1個につき18,000円とします。

新株予約権1個の行使に際して発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初180円とします。

行使価額は、新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整されます。

なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合(但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合及び平成17年9月15日発行の三洋電機クレジット株式会社(現 日本GE株式会社)に対する種類株式Aの割当の場合を除く。なお種類株式Aは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡された。)には、「新規発行又は処分株式数」には当該発行または処分される株式数を含むものとします。但し、円位未満小数第2位まで算出し小数第2位を切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

(ア) 下記(ア)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって新株式を発行し又は自己株式を処分する場合(但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

(イ)株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用します。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の行使価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用します。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額をもって払込により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

(ウ)転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ア)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(但し、第2回及び第3回新株予約権の発行の場合並びに平成17年9月15日発行の三洋電機クレジット株式会社(現日本GE株式会社)に対する種類株式Aの割当の場合を除く。なお種類株式Aは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡された。)

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用します。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

(エ)当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ア)に定める時価を下回る場合。

調整後の行使価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用します。

当社は、上記に定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な行使価額の調整を行うものとします。

(ア)株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために行使価額の調整を必要とするとき。

(イ)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ウ)行使価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の行使価額にそのつど算入します。

(ア)行使価額調整式に使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)目に始まる30取引日の上場証券取引所(但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

(イ)行使価額調整式に使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する前日において有効な行使価額とし、また、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後の行使価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知します。但し、当該調整後行使価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとします。

第2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	33,333	33,333
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,366,633	3,466,632
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)	18,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年8月31日 至平成27年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 資本組入額 89	発行価格 173 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は認められません。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div \text{行使価額}$$

2. 払込金額は、本新株予約権1個につき18,000円とします。

新株予約権1個の行使に際して発行又は移転する株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初180円とします。

行使価額は、新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整されます。

なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合(但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合及び平成17年9月15日発行の三洋電機クレジット株式会社(現日本GE株式会社)に対する種類株式Aの割当の場合を除く。なお種類株式Aは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡された。)には、「新規発行又は処分株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとします。但し、円位未満小数第2位まで算出し小数第2位を切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

(ア) 下記(ア)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって新株式を発行し又は自己株式を処分する場合(但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

(イ)株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用します。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の行使価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用します。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額をもって払込により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

(ウ)転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ア)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(但し、第1回及び第3回新株予約権の発行の場合並びに平成17年9月15日発行の三洋電機クレジット株式会社(現日本GE株式会社)に対する種類株式Aの割当の場合を除く。なお種類株式Aは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡された。)

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用します。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

(エ)当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ア)に定める時価を下回る場合。

調整後の行使価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用します。

当社は、上記に定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な行使価額の調整を行うものとし、

(ア)株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために行使価額の調整を必要とするとき。

(イ)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ウ)行使価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の行使価額にそのつど算入します。

(ア)行使価額調整式に使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)目に始まる30取引日の上場証券取引所(但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

(イ)行使価額調整式に使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する前日において有効な行使価額とし、また、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後の行使価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知します。但し、当該調整後行使価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとし、

第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	33,333	33,333
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,366,633	3,466,632
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注2)	18,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月31日 至平成27年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 資本組入額 89	発行価格 173 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は認められません。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div \text{行使価額}$$

2. 払込金額は、本新株予約権1個につき18,000円とします。

新株予約権1個の行使に際して発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初180円とします。

行使価額は、新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整されます。

なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合(但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合及び平成17年9月15日発行の三洋電機クレジット株式会社(現 日本GE株式会社)に対する種類株式Aの割当の場合を除く。なお種類株式Aは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡された。)には、「新規発行又は処分株式数」には当該発行または処分される株式数を含むものとします。但し、円位未満小数第2位まで算出し小数第2位を切り捨てます。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

(ア) 下記(ア)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって新株式を発行し又は自己株式を処分する場合(但し、平成17年9月15日発行の株式会社ビッグモーターに対する当社普通株式の割当の場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

(イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式の分割のための割当期日の翌日以降これを適用します。但し、株主総会における決議を条件として株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための割当期日とする場合には、調整後の行使価額は、当該決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用します。

なお、上記但し書において、株式の分割のための割当期日の翌日から当該株主総会の終結の日までに払込をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額をもって払込により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

(ウ) 転換または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ア)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(但し、第1回及び第2回新株予約権の発行の場合並びに平成17年9月15日発行の三洋電機クレジット株式会社(現日本GE株式会社)に対する種類株式Aの割当の場合を除く。なお種類株式Aは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡された。)

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用します。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

(エ) 当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(ア)に定める時価を下回る場合。

調整後の行使価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが転換され又は行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用します。

当社は、上記に定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な行使価額の調整を行うものとし、

(ア) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために行使価額の調整を必要とするとき。
(イ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 行使価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。但し、この差額相当額は、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の行使価額にそのつど算入します。

(ア) 行使価額調整式に使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)目に始まる30取引日の上場証券取引所(但し、当社の普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所をいう。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

(イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する前日において有効な行使価額とし、また、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又は株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とします。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後の行使価額が適用される日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知します。但し、当該調整後行使価額適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとし、

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成25年12月9日取締役会決議

第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	37,398	35,756
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,739,800	3,575,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)(2),(3)	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年1月6日 至平成28年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)(2),(3),(6)	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の事前の同意を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式4,000,000株(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)とし、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しないものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。

行使価額は、当初金539円とする。但し、行使価額は下記(3)に従い修正される。

(3) 行使価額の修正の基準及び頻度

行使価額の修正基準

本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日(但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。

行使価額の修正頻度

行使の都度、上記 行使価額の修正基準記載のとおり修正される。

(4) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

行使価額の下限

修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が245円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

新株予約権の目的となる株式の数の上限

4,000,000株(平成25年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の18.39%)

資金調達額の下限(上記 に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)

980,000,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(5)本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金297円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金297円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり金297円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

(6)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約を締結しております。

〔ファシリティ契約の内容〕

ファシリティ契約とは、当社と割当先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、割当先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

割当先は、平成26年1月6日から平成28年9月30日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」といいます。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないことに同意します。

当社は、ファシリティ特約期間において、ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、割当先に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」といいます。）及び行使要請期間中に割当先に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」といいます。）を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当先に対して通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、割当先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。但し、割当先は、本新株予約権を行使する義務は負いません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。

1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、1,000個以上、40,000個以内の範囲です。

当社は、割当先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。但し、行使要請通知に係る残存行使要請期間（撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいいます。）が3取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

3年間の行使期間のうち最後の3か月間は、自由裁量期間となり、割当先は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。

(8)当社の株券の売買に関する事項について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(9) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をしております。

なお、割当先と当社代表取締役社長である米倉晃起の間で株券貸借取引契約の締結をしております。

(10) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第49期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,602	2,602
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	260,200	260,200
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	470.0	470.0
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	122	122
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	2,602
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	260,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	470.0
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	122

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年7月30日 (注)1	-	22,419,366	4,973	1,000	2,311	-

(注)1. 資本金の減少4,973百万円のうち4,618百万円を欠損のてん補に充て、残り354百万円をその他資本剰余金へ振り替えております。資本準備金の減少2,311百万円は欠損のてん補に充てたものであります。

2. 種類株式A及び種類株式Bは平成22年3月29日に日本GE株式会社から株式会社ビッグモーターへ譲渡されました。

(6) 【所有者別状況】
普通株式

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	6	19	117	11	3	1,865	2,021	-
所有株式数（単元）	-	13,362	9,329	114,913	558	5	79,351	217,518	900
所有株式数の割合（％）	-	6.14	4.28	52.82	0.25	0.00	36.48	100.00	-

（注）1．自己株式3,776,562株は、「個人その他」に37,765単元及び「単元未満株式の状況」に62株を含めて記載しております。

2．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、22単元含まれております。

種類株式A

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

種類株式B

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	-	-	6,666	-	-	-	6,666	66
所有株式数の割合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ビッグモーター	山口県岩国市川西3-7-12	11,819	52.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	423	1.89
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	423	1.89
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	337	1.51
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	330	1.47
ハナテン取引先持株会	大阪市城東区諏訪3-3-21	328	1.46
ハナテン従業員持株会	大阪市城東区諏訪3-3-21	266	1.19
林 充孝	東京都世田谷区	248	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	212	0.95
須藤 國雄	栃木県大田原市	186	0.83
計		14,575	65.01

(注) 1. 株式会社ビッグモーターが所有する株式11,819千株には、議決権のない種類株式B(配当と残余財産分配請求権で優先権のある優先株式)666千株を含んでおります。

2. 上記のほか、自己株式が3,776千株あります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社ビッグモーター	山口県岩国市川西3-7-12	111,527	62.04
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	4,233	2.35
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	4,231	2.35
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	3,378	1.88
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	3,300	1.84
ハナテン取引先持株会	大阪市城東区諏訪3-3-21	3,280	1.82
ハナテン従業員持株会	大阪市城東区諏訪3-3-21	2,668	1.48
林 充孝	東京都世田谷区	2,484	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,120	1.18
須藤 國雄	栃木県大田原市	1,865	1.04
計		139,086	77.38

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	種類株式 A - 種類株式 B 666,600	-	「1(1) 発行済株式」の 「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,776,500	-	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,975,300	179,753	同上
単元未満株式	普通株式 900 種類株式 B 66	-	-
発行済株式総数	22,419,366	-	-
総株主の議決権	-	179,753	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株(議決権22個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ハナテン	大阪市城東区諏訪 3 - 3 - 21	3,776,500	-	3,776,500	16.85
計	-	3,776,500	-	3,776,500	16.85

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」については、普通株式のほか、議決権のない種類株式B(配当と
残余財産分配請求権で優先権のある優先株式)666千株を含んでおります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	83	44,306
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注1)	260,200	122,273,350	164,200	70,816,790
保有自己株式数	3,776,562	-	3,612,362	-

(注) 1. 当事業年度及び当期間におけるその他の内容は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使であります。

2. 当期間における処理自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策として常に位置付けており、同業他社との競争激化の中、他社に打ち勝つ競争力を維持強化するための内部留保にも配慮しつつ、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当社は種類株式Bについて3月31日を基準日として年1回、剰余金の配当を行うこととしております。普通株式と種類株式Aについては剰余金の配当回数を定めておりません。

これら剰余金の配当の決定は、種類株式Bについては毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された種類株主B及び種類株式Bの登録質権者（以下「種類登録質権者B」という。）に対し、毎年度種類株式Bの発行価額の1%を上限とし、取締役会が決定する計算方法に基づき算出された金額（以下「優先配当基準金額」という。）を、普通株主及び普通株式の登録質権者並びに種類株主A及び種類株式Aの登録質権者に優先して配当を受ける権利を有するものと規定されております。

但し、種類株主B及び種類登録質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える利益配当は行われず（非参加型）かつ優先配当基準金額の配当を行わない場合においても、その差額は翌営業年度以降累積しない（非累積的）ことと定められております。

普通株式と種類株式Aの剰余金の配当を決定する機関は、期末配当金については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当は上記方針に基づき普通株式について1株当たり10円（内 普通配当5円、記念配当5円）、種類株式Bについて1株当たり30円を実施することを決定いたしました。

内部留保につきましては、厳しさを増す経営環境に対応し、かつ同業他社との競争に打ち勝つべく効果的な投資を行いたいと考えております。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当として金銭の分配をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年6月27日定時株主総会決議	普通株式	179	10
	種類株式A	-	-
	種類株式B	19	30

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	149	157	216	398	590
最低(円)	54	86	112	143	301

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	571	550	513	584	539	497
最低(円)	503	475	466	509	464	423

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (会長)		兼重 宏行	昭和26年9月13日生	昭和51年1月 兼重オートセンターを個人創業 昭和53年5月 株式会社(現株式会社ビッグモーター)に 改組し、同社代表取締役社長に就任(現 任) 平成7年9月 株式会社エム・エー・シー(現株式会社 ビッグモーター)代表取締役社長 平成8年5月 株式会社山口ヤクルト工場(現株式会社 ビッグモーター)代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役就任(現任) 平成20年7月 当社取締役会長就任(現任) 平成21年6月 有限会社ビッグ九州(現株式会社ビッグ モーター)取締役 平成22年6月 株式会社ビッグアセット代表取締役(現 任)	平成26年6 月開催の定 時株主総会 から 1年	-
取締役社長 (代表取締役)		米倉 晃起	昭和41年6月21日生	平成元年4月 株式会社ビッグモーター入社 平成7年9月 同社防府店長 平成9年7月 同社大内店長 平成11年6月 同社仕入企画部長 平成12年6月 同社取締役(現任) 平成16年6月 同社営業本部長 平成17年5月 当社顧問 平成17年6月 当社取締役社長(代表取締役)就任(現任)	平成26年6 月開催の定 時株主総会 から 1年	普通株式 56
取締役 (専務)	営業 本部長	浜脇 浩次	昭和44年9月18日生	平成5年4月 株式会社ビッグモーター入社 平成11年4月 同社宇部店長 平成12年9月 同社防府西店長 平成13年5月 同社下松店長 平成14年4月 同社営業統括次長 平成14年9月 同社営業部長 平成15年1月 同社岩国店長 平成15年6月 当社取締役就任(現任) 平成17年6月 当社取締役就任 平成17年8月 当社営業本部長就任(現任) 平成20年6月 当社専務取締役就任(現任)	平成26年6 月開催の定 時株主総会 から 1年	普通株式 56
取締役	管理本 部長	陣内 司	昭和55年3月5日生	平成14年6月 株式会社ビッグモーター入社 平成18年11月 同社サポート部次長 平成20年12月 当社出向財務経理部部長 平成20年12月 当社管理本部長(現任)兼財務経理部部長 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	平成26年6 月開催の定 時株主総会 から 1年	普通株式 8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		山川 徹	昭和27年12月3日生	昭和58年4月 当社入社 平成17年11月 当社中古車事業部部长 平成25年6月 当社常勤監査役就任(現任)	平成25年6 月開催の定 時株主総会 から 4年	普通株式 1
監査役		杉本 武	昭和8年10月30日生	昭和27年5月 大阪国税局 昭和59年7月 大阪国税局特別国税調査官 平成2年7月 大淀税務署長 平成3年7月 城東税務署長 平成4年9月 税理士登録 平成7年6月 当社常勤監査役就任 平成18年6月 当社監査役(現任)	平成24年6 月開催の定 時株主総会 から 4年	普通株式 17
監査役		松野 英親	昭和12年2月15日生	昭和30年4月 大阪国税局 昭和31年4月 大蔵事務官 昭和63年7月 豊能税務署副署長 平成3年7月 大阪国税局統括国税調査官 平成5年7月 大阪国税局主任国税訟務官 平成6年7月 灘税務署長 平成7年8月 税理士登録 平成13年6月 当社常勤監査役就任 平成18年6月 当社監査役(現任)	平成24年6 月開催の定 時株主総会 から 4年	普通株式 16
監査役		片木 修	昭和7年11月28日生	昭和26年4月 大阪国税局 昭和53年7月 大阪国税局調査部主査 昭和59年7月 大阪国税局統括国税査察官 平成元年7月 岸和田税務署長 平成3年8月 税理士登録 平成16年6月 当社監査役就任(現任)	平成24年6 月開催の定 時株主総会 から 4年	普通株式 1
監査役		酒井 善浩	昭和17年1月15日生	昭和40年4月 中小企業金融公庫入庫 平成7年8月 同公庫福岡支店長 平成11年1月 同公庫退職 平成11年1月 株式会社経営ソフトリサーチJPN事業部 福岡支局長 平成14年6月 株式会社ビッグモーター監査役(現任) 平成16年6月 イフジ産業株式会社監査役(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	平成26年6 月開催の定 時株主総会 から 4年	普通株式 20
計						普通株式 178

(注) 1. 取締役 兼重宏行氏は社外取締役であります。

2. 監査役 杉本武氏、松野英親氏、片木修氏及び酒井善浩氏は社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

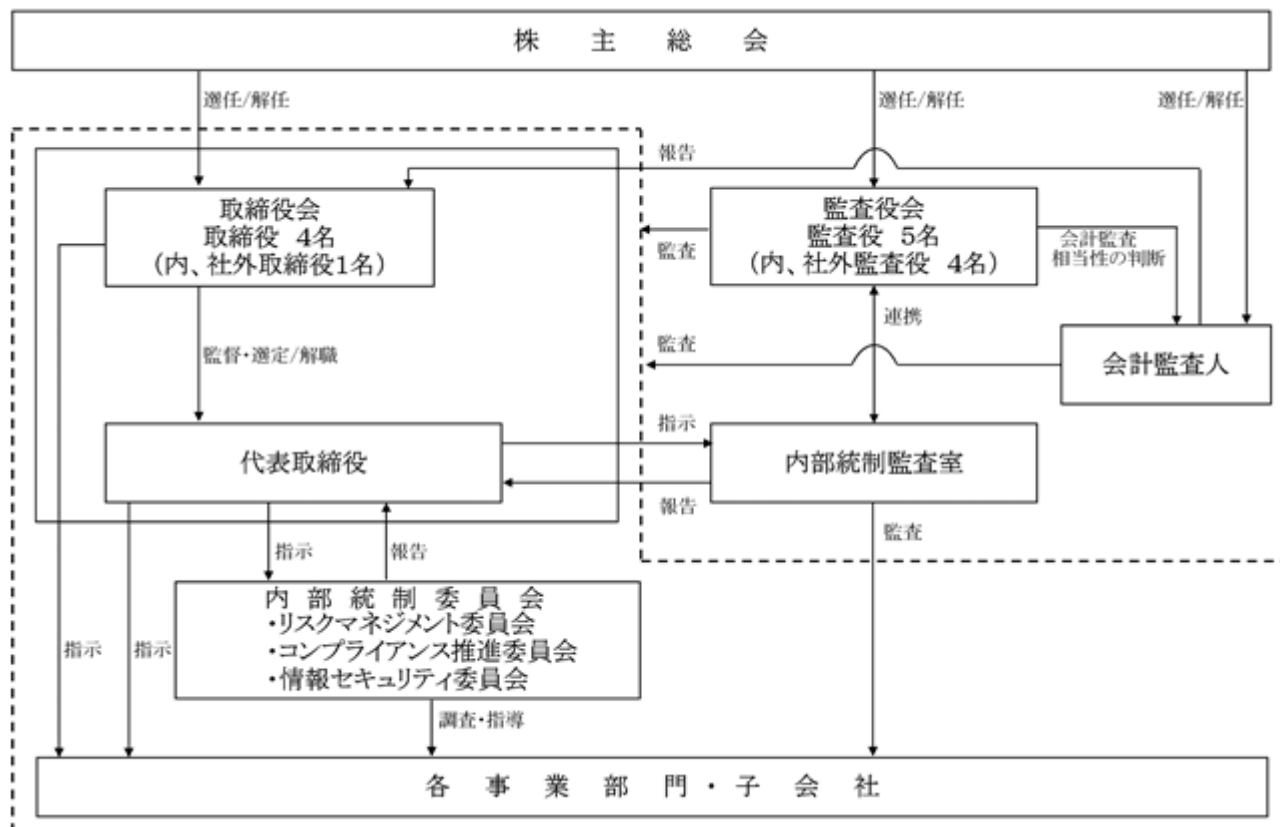
当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築、機能させることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

- (1) 当社の取締役会は、社外取締役1名を含む4名で構成しており、原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項はもとより経営上の重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。
- (2) 監査役は、法令・定款・監査役会規程・監査役監査基準等に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき、重要な決裁書類の閲覧、業務・財産状況の調査等を通じて取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会その他重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

・当社の企業統治の体制の模式図は次のとおりであります。



・企業統治の体制を採用する理由

コーポレート・ガバナンスについては、客観的且つ中立な経営監視機能が重要と認識しており、当社は社外取締役1名を含む取締役4名により構成される取締役会において、社外の視点からの意見を受けることで、企業経営の公正性が確保され、また豊富な経験と高い見識に基づく助言を受けることで、適切な意思決定に繋がるものと考えております。また監査役5名のうち4名の社外監査役を選任し、経営監視機能の強化をはかっております。

・その他の企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は法令遵守と倫理・常識に基づく行動をより徹底するためにコンプライアンス経営に本格的に取り組んでおります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社のコンプライアンス強化を推進するため「コンプライアンス推進委員会」を設置して実施する。

法令違反等に対する内部通報の窓口として「ホットライン」制度を運用する。

(2) コンプライアンス推進委員会は「コンプライアンス基本方針」に基づき、諸規程、マニュアル等の整備を行い、役職員を対象とした研修を継続的に実施する。

- (3) コンプライアンスに関する事項を審議する場としてコンプライアンス推進委員会の委員から選出して審議会の設置をする。
 - (4) 内部監査を担当する社長直属の組織として現在設置している内部統制監査室にて、監査の方針・計画・結果を社長に報告する。その内容は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
 - (5) 反社会勢力に対して毅然とした姿勢で臨むものとする。仮に反社会勢力から身体、財産の危険に繋がるような言動を受けたときは、速やかに関係部署へ連絡するとともに警察当局へ通報するものとする。また、コンプライアンス基本方針では、反社会勢力と関係を遮断することと反社会勢力の活動を助長するような行為を禁止する旨を規定する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存と管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る意思決定の手続き・方法については「取締役会規程」及び「意思決定細則」に定める。
 - (2) 取締役の職務執行の意思決定に係る書面等の情報の保存・管理については「文書取扱規程」に定める。
 3. 損失の危険の管理に関する規程、及び体制
 - (1) 当社のリスクの予防・対応・危機管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定める。
 - (2) 内部統制委員会の管轄の下、リスク管理全般に関する事項を審議するため「リスクマネジメント委員会」を開催し、コンプライアンスに関する損失の危機管理については「コンプライアンス推進委員会」、及び情報システムに関する損失の危機管理については「情報セキュリティ委員会」にそれぞれ委嘱する。
 - (3) 「リスクマネジメント委員会」、「コンプライアンス推進委員会」、「情報セキュリティ委員会」は、それぞれ各リスクへの予防・対応策を検討し、必要に応じて規程・マニュアル等を整備、運用する。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務の執行が適正かつ効率的に行われるよう、職務権限ならびに意思決定のルールを明確にした上で運用する。
 - (2) 「内部統制委員会」で、別途にその他重要な業務執行に関する事項を審議する。
 - (3) 「内部統制委員会」等の審議のうち重要なものを取締役会に付議または報告する。
 5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - (1) グループ会社が諸法令・規則・規程を遵守しつつ事業を遂行するため、諸事項を定めた「グループ会社管理規程」に則りグループ会社を管理する。
 - (2) グループ会社を管轄するための担当部署において内部統制監査室と共同で子会社の内部監査を行う。
 - (3) 子会社等に対し、役員または使用人が業務運営を監督する。
 6. 監査役職務を補助すべき使用人の体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査業務を補助する「監査役室」を設置し、監査役と協議して必要な専属スタッフを配置する。
 - (2) 監査役室専属スタッフは、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
 - (3) 監査役室専属スタッフの任命・異動・評価・報酬等については、監査役会の意見を尊重する。
 7. 取締役及び使用人が監査役（会）に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役（会）への報告事項が明示された当社「監査役監査基準」を遵守する。
 - (2) 監査役（会）への報告を迅速かつ確実に実行するため、取締役及び使用人への報告事項の周知徹底をはかる。
 - (3) その他「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」等の会社諸規程において重要事項を監査役（会）へ報告する旨を規定する。
 8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について監査役（会）と定期的に意見交換を実施する。
 - (2) 監査役候補者の選任については監査役（会）の事前相談を行う。
 - (3) 「内部監査規程」に監査役（会）の必要に応じて内部監査人の協力を可能とする連係体制について定める。
 - (4) その他監査役（会）の求める重要資料の閲覧、重要会議への出席等、監査役の情報収集を用意するための環境を整備する。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスクの予防・対応・危機管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定めております。

内部統制委員会の管轄下、企業活動における内外の様々なリスク管理全般に関する事項を審議するため「リスクマネジメント委員会」を開催し、コンプライアンスに関する損失の危機管理については「コンプライアンス推進委員会」、及び情報システムに関する危機管理については「情報セキュリティ委員会」にそれぞれ委嘱しており、「リスクマネジメント委員会」、「コンプライアンス推進委員会」、「情報セキュリティ委員会」はそれぞれ各リスクへの予防・対応策を検討し、必要に応じて規程・マニュアル等を整備、運用しております。上記の活動により、リスクが顕在化し緊急事態が発生した場合には、適宜、各委員会を招集のうえ対策本部を設置し、「リスク管理規程」に従って迅速に対応するとともに、必要に応じて情報の適時開示を行うこととしております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．当社は、社長直轄の内部統制監査室（3名）を設置しており、年間内部監査計画に基づき監査を実施しております。監査結果については、代表取締役社長、業務執行取締役及び監査役に報告しております。

被監査部門に対しては監査結果を踏まえ改善指示を行い、その結果について改善報告書を提出させることにより、内部監査の実効性を担保しております。

監査役監査は、常勤監査役及び社外監査役（4名）で、年間監査計画に基づき実施しております。

社外監査役1名は、長年金融機関に勤めた経験を持っております。社外監査役3名は、税理士資格を有しており、何れも豊富な実務経験、高い見識、専門知識を有しており十分な監査を実施しております。

ロ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

常勤監査役及び社外監査役（4名）は、取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、業務執行を監視するとともに必要に応じて会計監査人、内部監査部門等から説明を受け、さらに、常勤監査役より監査の実施状況について報告を受け、独立的立場から適正な監査に努めております。

社外取締役及び社外監査役

イ．当社の社外取締役は1名であり、当該社外取締役と当社は、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役兼重宏行氏が代表取締役に就任している当社の親会社である株式会社ビッグモーターと当社は、商品販売等の取引がございます。

社外取締役兼重宏行氏が代表取締役に就任している株式会社ビッグアセットと当社は、一部店舗の賃借の取引がございます。

当社の社外監査役は4名であり、当該社外監査役と当社は、所有株式を除き人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役酒井善浩氏が社外監査役に就任している当社の親会社である株式会社ビッグモーターと当社は、商品販売等の取引がございます。

社外監査役酒井善浩氏が社外監査役に就任しているイフジ産業株式会社と当社は、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役杉本武氏は、東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。

ロ．それぞれの社外取締役（1名）及び社外監査役（4名）の選任理由は次のとおりです。

兼重宏行氏は、同業他社で30年以上も代表取締役の地位にあって、業界トップクラスの企業へ導いた手腕が評価されるほか、中古車販売会社における経営者としての資質と経験を備えていると判断し、社外取締役として選任しております。

杉本武氏、松野英親氏及び片木修氏は、監査役としての経験が長いうえ、税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、会計及び法律の面から高度な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

酒井善浩氏は、長年金融機関に勤め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらを活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

ハ．社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、「企業統治の体制」に記載のとおりです。

なお、社外取締役又は社外監査役の選任については、独立性に関する基準又は方針はありませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、第三者的な立場から、それぞれの専門的知識を活かした意見や、豊富な経験に基づく視点からの監督・監査、及び助言等をいただけるよう、選任に当たっては独立性を重視しております。

二．社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において監査役監査及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を行っております。

社外監査役は、常勤監査役と常に連携を取り、経営の監視・監督に必要な情報を共有しております。また、会計監査人より第1四半期から第3四半期のレビュー結果及び監査結果の内容の報告を受けているほか、期中においても適宜意見交換を行っております。さらに内部監査の実施部門である内部統制監査室とは、内部監査の結果報告をその都度求めるなど、監査体制の連携強化に努めております。

役員報酬等

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	84	84	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	-	-	-	2
社外役員	51	51	-	-	-	5

- (注) 1. 上記には、平成25年6月27日開催の第48期定時株主総会終結をもって退任した監査役1名を含んでおります。当事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)、監査役5名(うち社外監査役4名)であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は重要性がなく含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は平成3年12月18日開催の第26期定時株主総会において月額25百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は平成3年12月18日開催の第26期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。
5. 社外役員が親会社(または親会社の子会社)から当該事業年度において、役員としての報酬等を受けている総額は181百万円となっております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は大阪監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に係る監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。

所属する監査法人名	公認会計士の氏名等	継続監査年数	補助者の構成
大阪監査法人	代表社員 業務執行社員 平井 文彦	2年	公認会計士 6名
	代表社員 業務執行社員 加藤 功士	7年	その他 1名

取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、当社は取締役の選任に関して累積投票の方法を採用しておりません。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、経営環境等の変化に対して機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式A及び種類株式Bについて議決権を有しないこととしている理由

議決権を有しない種類株式A及び種類株式Bは同時に発行した普通株式の割当先が保持する議決権の比率を考慮したうえで資金調達の手段の多様化、あるいは資本の増強を図ることを目的として発行しております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	23	-	23	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23	-	23	-

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案し、決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、大阪監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,344	5,652
受取手形及び売掛金	128	177
商品及び製品	2,375	4,469
原材料及び貯蔵品	14	21
未収入金	636	539
繰延税金資産	213	89
その他	275	355
貸倒引当金	16	17
流動資産合計	9,350	11,289
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,297	1,157
構築物（純額）	139	146
土地	2,350	2,030
リース資産（純額）	125	127
その他（純額）	175	124
有形固定資産合計	4,004	4,012
無形固定資産	68	176
投資その他の資産		
繰延税金資産	491	54
差入保証金	658	730
その他	621	187
貸倒引当金	17	14
投資その他の資産合計	1,754	958
固定資産合計	5,827	5,147
資産合計	15,178	16,436

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	440	828
1年内返済予定の長期借入金	2, 3 1,262	2, 3 831
リース債務	32	50
未払金	1,149	1,265
未払法人税等	110	337
賞与引当金	102	117
その他	944	903
流動負債合計	4,043	4,333
固定負債		
長期借入金	2, 3 6,660	2, 3 6,091
リース債務	184	241
その他	337	325
固定負債合計	7,181	6,658
負債合計	11,225	10,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	354	446
利益剰余金	3,090	4,448
自己株式	492	461
株主資本合計	3,952	5,433
新株予約権	-	11
純資産合計	3,952	5,444
負債純資産合計	15,178	16,436

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	32,487	43,815
売上原価	24,995	34,670
売上総利益	7,492	9,145
販売費及び一般管理費	1 5,366	1 6,425
営業利益	2,125	2,719
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	6
受取地代家賃	3	1
受取手数料	3	4
受取保険金	6	13
その他	9	12
営業外収益合計	26	38
営業外費用		
支払利息	184	136
シンジケートローン手数料	104	112
その他	8	10
営業外費用合計	297	258
経常利益	1,854	2,499
特別利益		
固定資産売却益	-	2 4
特別利益合計	-	4
特別損失		
固定資産除売却損	3 967	3 108
特別損失合計	967	108
税金等調整前当期純利益	887	2,395
法人税、住民税及び事業税	99	368
法人税等調整額	372	561
法人税等合計	273	929
少数株主損益調整前当期純利益	1,160	1,466
少数株主利益	-	-
当期純利益	1,160	1,466

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,160	1,466
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延ヘッジ損益	-	-
為替換算調整勘定	-	-
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	1,160	1,466
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,160	1,466
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,000	354	2,038	492	2,900	-	2,900
当期変動額							
剰余金の配当			108		108		108
当期純利益			1,160		1,160		1,160
自己株式の取得					-		-
新株の発行					-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-	-
当期変動額合計	-	-	1,051	-	1,051	-	1,051
当期末残高	1,000	354	3,090	492	3,952	-	3,952

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,000	354	3,090	492	3,952	-	3,952
当期変動額							
剰余金の配当			108		108		108
当期純利益			1,466		1,466		1,466
自己株式の取得				0	0		0
新株の発行		91		31	123		123
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						11	11
当期変動額合計	-	91	1,357	31	1,480	11	1,491
当期末残高	1,000	446	4,448	461	5,433	11	5,444

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	887	2,395
減価償却費	121	229
賞与引当金の増減額（は減少）	20	14
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	1
受取利息及び受取配当金	3	6
支払利息	184	136
有形固定資産除売却損益（は益）	967	103
売上債権の増減額（は増加）	26	49
たな卸資産の増減額（は増加）	1,237	723
未収入金の増減額（は増加）	2	96
仕入債務の増減額（は減少）	157	387
未払金の増減額（は減少）	364	161
その他	102	280
小計	1,336	2,704
利息及び配当金の受取額	3	6
利息の支払額	185	137
法人税等の支払額	54	132
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,100	2,440
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	862	537
有形固定資産の売却による収入	617	253
無形固定資産の取得による支出	7	51
差入保証金の差入による支出	128	81
差入保証金の回収による収入	5	8
長期貸付けによる支出	460	-
長期貸付金の回収による収入	1	461
その他	7	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	840	38
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	200	-
長期借入れによる収入	5,500	4,500
長期借入金の返済による支出	4,791	5,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出	38	46
配当金の支払額	107	108
シンジケートローン手数料	71	150
株式の発行による収入	-	123
新株予約権の発行による収入	-	11
その他の支出	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	290	1,169
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	549	1,308
現金及び現金同等物の期首残高	3,794	4,344
現金及び現金同等物の期末残高	4,344	5,652

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

ハナテン・オート一般社団法人

ハナテン・オート一般社団法人は、平成26年3月26日付で解散を決議し、当連結会計年度末現在清算手続き中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

イ 商品及び製品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ロ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～39年

構築物 10年～20年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ 長期前払費用

均等償却によっております。

ニ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額(過去の支給実績をベースに将来の支給見込を加味)を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、資産の総額の100分の1以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「投資その他の資産」の「長期貸付金」に表示していた467百万円は「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「無形固定資産の取得による支出」、「長期貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた13百万円は、「無形固定資産の取得による支出」7百万円、「長期貸付金の回収による収入」1百万円、「その他」7百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	2,715百万円	2,833百万円

- 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物	83百万円	78百万円
土地	2,350	2,030
商品及び製品	3,632	-
計	6,065	2,109

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	370百万円	320百万円
長期借入金	4,710	640
計	5,080	960

3 財務制限条項

借入金のうち平成23年12月26日締結のシンジケートローン契約において下記の財務制限条項があり、いずれかが遵守出来ない場合は、当社は借入契約上の全ての債務について期限の利益を失います。

(純資産維持)

平成22年3月決算以降、各年度末日(個別及び連結)及び第2四半期末日(連結)の貸借対照表(個別及び連結)に記載される純資産合計をマイナスとしないこと。

(利益維持)

平成22年3月決算以降、各年度末日の損益計算書(個別及び連結)に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(有利子負債残高制限)

平成22年3月決算以降、各年度末日及び第2四半期末日の貸借対照表(連結)に記載される有利子負債の合計額を100億円未満に維持すること。

借入金のうち財務制限条項に係るものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	320百万円	320百万円
長期借入金	1,260	640
計	1,580	960

借入金のうち平成26年3月26日締結のシンジケートローン契約において下記の財務制限条項があり、いずれかが遵守出来ない場合は、担保の提供を行います。

(純資産維持)

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(利益維持)

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(有利子負債残高制限)

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を100億円未満に維持すること。

借入金のうち財務制限条項に係るものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
長期借入金	- 百万円	4,000百万円
計	-	4,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
従業員給料及び賞与	1,875百万円	2,275百万円
賞与引当金繰入額	74	95
貸倒引当金繰入額	1	1
賃借料及びリース料	1,007	1,123
販売促進費	761	900

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	- 百万円	4百万円
計	-	4

3 固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	942百万円	70百万円
建物	2	7
構築物	10	2
その他	11	27
計	967	108

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	16,155	-	-	16,155
種類株式A	5,597	-	-	5,597
種類株式B	666	-	-	666
合計	22,419	-	-	22,419
自己株式				
普通株式	4,036	-	-	4,036
合計	4,036	-	-	4,036

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権(注)	普通株式	1,666	-	-	1,666	-
	第2回新株予約権(注)	普通株式	3,333	-	-	3,333	-
	第3回新株予約権(注)	普通株式	3,333	-	-	3,333	-
合計		-	-	-	-	-	-

(注) 第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は平成27年8月30日まで権利行使可能であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	60	5	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	種類株式A	27	5	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	種類株式B	19	30	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	種類株式A	利益剰余金	27	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	種類株式B	利益剰余金	19	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	16,155	5,597	-	21,752
種類株式A（注）2	5,597	-	5,597	-
種類株式B	666	-	-	666
合計	22,419	5,597	5,597	22,419
自己株式（注）3,4				
普通株式	4,036	0	260	3,776
合計	4,036	0	260	3,776

- （注）1．普通株式の発行済株式の増加5,597千株は、種類株式Aの普通株式への転換による増加であります。
2．種類株式Aの発行済株式の減少5,597千株は、普通株式への転換による減少であります。
3．普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
4．普通株式の自己株式の株式数の減少260千株は、新株予約権の行使による減少であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第1回新株予約権（注）1,2	普通株式	1,666	16	-	1,683	-
	第2回新株予約権（注）1,2	普通株式	3,333	33	-	3,366	-
	第3回新株予約権（注）1,2	普通株式	3,333	33	-	3,366	-
	第4回新株予約権（注）1,3,4	普通株式	-	4,000	260	3,739	11
合計		-	-	-	-	-	11

- （注）1．第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は平成27年8月30日まで、第4回新株予約権は平成28年12月31日まで権利行使可能であります。
2．第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の当連結会計年度増加は、行使価額の調整に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。
3．第4回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
4．第4回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	60	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	種類株式A	27	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	種類株式B	19	30	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	179	10	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	種類株式B	利益剰余金	19	30	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	4,344百万円	5,652百万円
現金及び現金同等物	4,344	5,652

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、サービス工場における車両整備機器(機械及び装置)及び積載車(車両運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

主として、オークション事業に係る基幹業務システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	5	6
1年超	19	16
合計	24	22

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針です。

なお、当社グループは、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

短期借入金 は 運転資金及び連結子会社の運転資金に係る調達であります。

長期借入金 は 設備投資及び運転資金並びに連結子会社の運転資金に係る調達であります。これらの借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

借入金の金利変動リスクについては財務経理部が所管し、金利動向をフォローしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,344	4,344	-
(2) 未収入金	636	636	-
(3) 未払金	(1,149)	(1,149)	-
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(7,923)	(7,923)	-

(*) 負債に計上されるものについては、()で示しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	5,652	5,652	-
(2) 未収入金	539	539	-
(3) 未払金	(1,265)	(1,265)	-
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(6,923)	(6,923)	-

(*) 負債に計上されるものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金においては変動金利調達によるもののみであり短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,344	-	-	-
未収入金	636	-	-	-

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,652	-	-	-
未収入金	539	-	-	-

(注) 3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,262	1,001	913	1,106	3,624	15
リース債務	32	31	30	26	24	71
合計	1,294	1,032	944	1,132	3,648	86

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	831	800	800	391	4,099	-
リース債務	50	49	44	42	36	67
合計	882	849	844	434	4,136	67

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

ストックオプション取引の残高がないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	150百万円	-百万円
貸倒引当金	7	7
減損損失	1,410	972
賞与引当金	39	41
投資有価証券評価損	12	12
その他	50	82
小計	1,670	1,117
評価性引当額	964	973
合計	705	144
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	705	144

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	213百万円	89百万円
固定資産 - 繰延税金資産	491	54

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9	0.7
住民税均等割	2.6	1.0
評価性引当額	74.0	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.2
法人税等の特別控除	-	1.0
その他	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	38.9

3. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合、繰延税金資産が6百万円減少し、法人税等調整額が同額増加することになります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)及び当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

賃貸等を目的とする重要な不動産を所有していないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、本社に事業本部を置き、取り扱う製品・サービスについての戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「販売関連」及び「手数料関連」の2つを報告セグメントとしております。

「販売関連」は、自動車販売及び付帯サービス（車検整備や保険取扱など自動車販売に付帯する全てのもの）により構成されております。「手数料関連」は、オートオークション、フランチャイズによる同業者からの手数料収入により構成されております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価格で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	販売関連	手数料関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	31,432	1,054	32,487	-	32,487
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	30	30	30	-
計	31,432	1,085	32,518	30	32,487
セグメント利益	2,700	228	2,928	802	2,125
セグメント資産	7,881	1,194	9,076	6,101	15,178
その他の項目					
減価償却費	93	18	112	9	121
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	966	8	975	10	985

(注) 1. セグメント利益の調整額には、棚卸資産の調整額 3百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 799百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント資産の調整額6,101百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	販売関連	手数料関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	42,627	1,187	43,815	-	43,815
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	36	36	36	-
計	42,627	1,224	43,852	36	43,815
セグメント利益	3,264	362	3,627	908	2,719
セグメント資産	8,800	1,120	9,921	6,515	16,436
その他の項目					
減価償却費	199	18	217	11	229
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	477	63	540	42	582

(注)1. セグメント利益の調整額には、棚卸資産の調整額 1百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 907百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント資産の調整額6,515百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	(株)ビッグアセット	山口県岩国市	5	不動産の売買、賃貸、管理及び仲介他	-	-	資金の貸付(注)	460	長期貸付金	460
								2	受取利息及び配当金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、当社の調達コストを勘案して利率を合理的に決定しており、貸付条件は協議の上決定しております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	(株)ビッグアセット	東京都港区	5	不動産の売買、賃貸、管理及び仲介他	-	-	資金の回収(注)1、2	460	長期貸付金	-
								5	受取利息及び配当金	-
							営業所賃借(注)3	46	前払費用	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、当社の調達コストを勘案して利率を合理的に決定しており、貸付条件は協議の上決定しております。
2. 平成25年9月に全額回収しております。
3. 賃貸借契約を締結しており、その賃借料は近隣の一般的な取引実勢を参考にしております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社の情報

商号	親会社等の議決権所有割合	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
(株)ビッグモーター	62.04	非上場

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり純資産額	109円10銭	189円88銭
1株当たり当期純利益金額	64円38銭	81円45銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	59円67銭	62円71銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,160	1,466
普通株主に帰属しない金額(百万円)	19	19
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,140	1,446
期中平均株式数(千株)	17,716	17,754
(内、普通株式)(千株)	(12,118)	(15,055)
(内、種類株式A)(千株)	(5,597)	(2,698)
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	8,333	8,344
(内、新株予約権)(千株)	(8,333)	(8,344)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は平成26年4月16日の取締役会において子会社を設立することを決議し、平成26年4月18日に設立いたしました。

1 子会社設立の目的

今後の事業展開を踏まえ、新規店舗の運営及び経営の効率化・迅速化を図ることを目的とし、地域密着型運営の推進を行い、市場の拡大を図ります。

2 設立する子会社の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 商号 | 株式会社ビーエムハナテン
(英文表記) BMHANATEN Co.,Ltd. |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市城東区諏訪三丁目3番21号 |
| (3) 代表者 | 和田 安則(当社社員) |
| (4) 設立年月日 | 平成26年4月18日 |
| (5) 資本金の額 | 100百万円 |
| (6) 出資比率 | 株式会社ハナテン100% |
| (7) 事業の内容 | 中古自動車販売・買取事業、修理・整備事業、保険事業 |
| (8) 事業年度の末日 | 9月30日 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,262	831	1.37	-
1年以内に返済予定のリース債務	32	50	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,660	6,091	1.95	平成27年～平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	184	241	-	平成27年～平成32年
その他有利子負債 未払金	0	-	-	-
合計	8,140	7,215	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	800	800	391	4,099
リース債務	49	44	42	36

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	9,589	19,927	29,988	43,815
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	509	1,071	1,481	2,395
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	330	668	906	1,466
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	18.66	37.72	51.15	81.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.66	19.06	13.43	30.21

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,147	5,044
売掛金	128	177
商品及び製品	121	4,469
原材料及び貯蔵品	14	21
前払費用	115	152
立替金	5 1,521	10
未収入金	637	561
商品買入予約資産	3 3,669	-
繰延税金資産	206	89
その他	78	193
貸倒引当金	16	17
流動資産合計	10,626	10,703
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 971	1 1,157
構築物	390	461
機械及び装置	2	2
車両運搬具	0	2
工具、器具及び備品	57	59
土地	1 2,350	1 2,030
リース資産	215	237
建設仮勘定	14	60
有形固定資産合計	4,004	4,012
無形固定資産		
借地権	42	89
ソフトウェア	7	25
リース資産	3	40
その他	15	21
無形固定資産合計	68	176
投資その他の資産		
関係会社出資金	5	5
長期貸付金	467	6
繰延税金資産	491	54
長期前払費用	62	145
差入保証金	5 958	5 1,030
破産更生債権等	13	13
その他	6	22
貸倒引当金	17	14
投資その他の資産合計	1,987	1,263
固定資産合計	6,060	5,452
資産合計	16,686	16,155

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5 1,825	828
1年内返済予定の長期借入金	1, 4 1,212	1, 4 831
リース債務	32	50
未払金	5 1,129	5 1,224
未払費用	15	17
未払法人税等	110	336
前受収益	60	73
前受金	162	164
預り金	385	432
賞与引当金	102	117
商品買入予約債務	3 3,669	-
その他	320	20
流動負債合計	9,028	4,098
固定負債		
長期借入金	1, 4 3,210	1, 4 6,091
長期預り保証金	295	295
リース債務	184	241
その他	41	30
固定負債合計	3,731	6,658
負債合計	12,759	10,756
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	354	446
資本剰余金合計	354	446
利益剰余金		
利益準備金	21	31
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,043	4,370
利益剰余金合計	3,064	4,402
自己株式	492	461
株主資本合計	3,926	5,387
新株予約権	-	11
純資産合計	3,926	5,398
負債純資産合計	16,686	16,155

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	32,487	43,815
売上原価	1 25,258	1 34,961
売上総利益	7,229	8,854
販売費及び一般管理費	2 5,336	2 6,388
営業利益	1,892	2,465
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	1 15
受取手数料	1 51	1 71
受取保険金	6	13
その他	13	15
営業外収益合計	76	116
営業外費用		
支払利息	88	60
シンジケートローン手数料	18	39
その他	8	10
営業外費用合計	115	110
経常利益	1,853	2,471
特別利益		
固定資産売却益	-	3 4
特別利益合計	-	4
特別損失		
固定資産除売却損	4 967	4 108
特別損失合計	967	108
税引前当期純利益	886	2,367
法人税、住民税及び事業税	99	367
法人税等調整額	365	554
法人税等合計	266	921
当期純利益	1,152	1,446

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,000	354	354	10	2,010	2,021	492	2,883	-	2,883
当期変動額										
剰余金の配当				10	119	108		108		108
当期純利益					1,152	1,152		1,152		1,152
自己株式の取得								-		-
新株の発行								-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-	-
当期変動額合計	-	-	-	10	1,032	1,043	-	1,043	-	1,043
当期末残高	1,000	354	354	21	3,043	3,064	492	3,926	-	3,926

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,000	354	354	21	3,043	3,064	492	3,926	-	3,926
当期変動額										
剰余金の配当				10	119	108		108		108
当期純利益					1,446	1,446		1,446		1,446
自己株式の取得							0	0		0
新株の発行		91	91				31	123		123
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									11	11
当期変動額合計	-	91	91	10	1,326	1,337	31	1,460	11	1,471
当期末残高	1,000	446	446	31	4,370	4,402	461	5,387	11	5,398

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

(1) 商品及び製品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～39年
構築物	10年～20年
工具器具備品	3年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額(過去の支給実績をベースに将来の支給見込を加味)を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号の3に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	83百万円	78百万円
土地	2,350	2,030
計	2,433	2,109

担保に係る債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	320百万円	320百万円
長期借入金	1,260	640
計	1,580	960

2 偶発債務
債務保証

以下の関係会社の金融機関の借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
ハナテン・オート一般社団法人	3,500百万円	- 百万円

3 商品買入予約資産・商品買入予約債務

貸借対照表の流動資産に計上した「商品買入予約資産」はハナテン・オート一般社団法人より将来、買入を予定している中古車在庫相当額であり、流動負債に計上した「商品買入予約債務」は対応する買入代金相当額であります。

4 財務制限条項

借入金のうち平成23年12月26日締結のシンジケートローン契約において、下記の財務制限条項があり、いずれかが遵守出来ない場合は、当社は借入契約上の全ての債務について期限の利益を失います。

(純資産維持)

平成22年3月決算以降、各年度末日(個別及び連結)及び第2四半期末日(連結)の貸借対照表(個別及び連結)に記載される純資産合計をマイナスとしないこと。

(利益維持)

平成22年3月決算以降、各年度末日の損益計算書(個別及び連結)に記載される経常損益を2期連続損失としないこと。

(有利子負債残高制限)

平成22年3月決算以降、各年度末日及び第2四半期末日の貸借対照表(連結)に記載される有利子負債の合計額を100億円未満に維持すること。

借入金のうち財務制限条項に係るものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	320百万円	320百万円
長期借入金	1,260	640
計	1,580	960

借入金のうち平成26年3月26日締結のシンジケートローン契約において、下記の財務制限条項があり、いずれかが遵守出来ない場合は、担保の提供を行います。

(純資産維持)

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成25年3月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(利益維持)

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(有利子負債残高制限)

平成26年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を100億円未満に維持すること。

借入金のうち財務制限条項に係るものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
長期借入金	- 百万円	4,000百万円
計	-	4,000

5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
金銭債権	1,808百万円	388百万円
金銭債務	1,384	295

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高の総額

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
営業取引による取引高	21,871百万円	34,545百万円
営業取引以外の取引高	47	84

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
従業員給料及び賞与	1,875百万円	2,275百万円
賞与引当金繰入額	74	95
貸倒引当金繰入額	1	1
賃借料及びリース料	1,007	1,123
販売促進費	761	900
減価償却費	100	186

3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	- 百万円	4百万円
計	-	4

4 固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	942百万円	70百万円
建物	2	7
構築物	10	2
その他	11	27
計	967	108

(有価証券関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)及び当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	150百万円	- 百万円
貸倒引当金	7	7
減損損失	1,410	972
賞与引当金	39	41
投資有価証券評価損	12	12
その他	43	82
小計	1,663	1,117
評価性引当額	964	973
合計	698	144
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	698	144

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	206百万円	89百万円
固定資産 - 繰延税金資産	491	54

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9	0.7
住民税均等割	2.7	1.0
評価性引当額	73.3	0.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.2
法人税等の特別控除	-	1.0
その他	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.8	38.9

3. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産が6百万円減少し、法人税等調整額が同額増加することになります。

(重要な後発事象)

当社は平成26年4月16日の取締役会において子会社を設立することを決議し、平成26年4月18日に設立いたしました。

1 子会社設立の目的

今後の事業展開を踏まえ、新規店舗の運営及び経営の効率化・迅速化を図ることを目的とし、地域密着型運営の推進を行い、市場の拡大を図ります。

2 設立する子会社の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 商号 | 株式会社ビーエムハナテン
(英文表記) BMHANATEN Co.,Ltd. |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市城東区諏訪三丁目3番21号 |
| (3) 代表者 | 和田 安則(当社社員) |
| (4) 設立年月日 | 平成26年4月18日 |
| (5) 資本金の額 | 100百万円 |
| (6) 出資比率 | 株式会社ハナテン100% |
| (7) 事業の内容 | 中古自動車販売・買取事業、修理・整備事業、保険事業 |
| (8) 事業年度の末日 | 9月30日 |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却 額 (百万円)	差引期末 残高 (百万円)
有形固定資産	建物	2,078	274	76	2,276	1,118	81	1,157
	構築物	1,310	142	14	1,438	977	68	461
	機械及び装置	41	0	-	41	39	0	2
	車両運搬具	6	3	1	7	5	1	2
	工具、器具及び備品	635	31	15	651	592	29	59
	土地	2,350	-	319	2,030	-	-	2,030
	リース資産	281	57	0	338	100	34	237
	建設仮勘定	14	106	60	60	-	-	60
	有形固定資産計	6,719	615	488	6,845	2,833	215	4,012
無形固定資産	借地権	42	47	-	89	-	-	89
	ソフトウェア	30	21	-	51	26	3	25
	リース資産	41	45	-	86	45	8	40
	その他	21	6	-	28	6	0	21
		無形固定資産計	134	121	-	256	79	13

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

中久世営業所を工場併設型店舗にリニューアルオープン	329百万円
イオンかほく営業所の新規出店	120百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

土地の売却に伴う減少	319百万円
------------	--------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	33	1	3	32
賞与引当金	102	117	102	117

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当社ホームページ (http://www.8710.co.jp/)
株主に対する特典	毎事業年度末日現在で100株以上ご所有の株主の皆様に、「株主ご優待券」1枚を贈呈 日本全国のBIGMOTOR全店にてご利用いただけます。 (株主ご優待内容) 下記の内A・B・Cのいずれか1つのご優待が受けられます。 A：中古車ご購入の場合 30,000円割引。 B：自動車をご売却の場合 20,000円相当のギフト券を進呈。 C：整備工場で車検をお申込みの場合 3,000円割引(安心パックとの併用を除く)。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利及び単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

(注) 平成26年6月27日開催の第49期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度が次のとおりとなりました。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 事業年度 | 10月1日から9月30日まで |
| 2. 定時株主総会 | 12月中 |
| 3. 基準日 | 9月30日 |
| 4. 剰余金の配当の基準日 | 3月31日、9月30日 |

なお、第50期事業年度については、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6カ月となります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第48期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月28日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第49期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月14日近畿財務局長に提出

（第49期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日近畿財務局長に提出

（第49期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年7月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成25年12月9日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月30日

株式会社ハナテン

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平井 文彦 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 功士 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハナテンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハナテン及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハナテンの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ハナテンが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月30日

株式会社ハナテン

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 平井 文彦 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 加藤 功士 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハナテンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハナテンの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。